

平成 2 9 年 8 月 1 6 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年 8 月16日（水曜日）午前 9 時59分～午前11時29分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 事務の検査結果について
- 2 上申書について
- 3 記録の提出について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	藤原浩平
副委員長	山脇智	委員	仲谷良子
委員	中村美津緒	委員	秋村光男
委員	木戸喜美男	委員	赤木長義
委員	里村誠悦		

○欠席委員

委員 長谷川 章悦

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	石澤貴志
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田 聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田 昌
議事調査課主査	山田 達	議事調査課主事	高木 涉

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お盆のさなかに申しわけございませんが、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

出欠の確認をさせていただきます。長谷川委員が所用のため欠席とのことであります。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。

市政記者の皆様に申し上げます。

委員には非公表の部分も含まれている資料も配付しておりますので、委員の席の近くには立ち入らないよう御協力お願いいたします。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それではまず、案件に先立ちまして、皆様にお渡ししております資料の説明をさせていただきます。

まず、地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査結果についての資料です。

続きまして、記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性についての写しです。

続きまして、上申書の写しです。

あと、委員の皆様だけには、上申書に附属した資料といたしまして、解説文の該当ページと関連する法令を抜粋した資料もつけております。

また、これも委員の皆様のための配付となりますが、青森駅前再開発ビル株式会社に対する記録提出要求一覧。これまで記録提出要求しているものの一覧の資料です。

続きまして、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求一覧。全部で、その1からその5まで5枚あります。なお、傍聴者の皆様に配付している資料のうち、その1からその3までの3枚の資料につきましては、要求先をA社という表記にしておりますが、委員の皆様にお配りしている資料には実名が入っております。

あと、これは委員の皆様のための資料ですけれども、それに付随した附属資料もつけております。

以上、配付している資料の説明です。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、配付資料は皆様に渡っていますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、案件に入ります。

案件の1「事務の検査結果について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、お手元に配付しております地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査結果についての資料をごらんください。

こちらの資料は、8月10日に実施いたしました事務の検査結果をまとめたものです。「1. 検査対象事務」から「4. 指摘事項」までありますけれども、具体的に申しますと、「4. 指摘事項」の部分をごらんください。

指摘事項といたしましては、「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了実績報告書」に添付されている関係書類のうち、③補助事業の成果を証する書類の施設整備費書類一式の1階『スイーツコーナー』の『工事業者決定について』の書類に工事業者を決定した日付が記載されていなかった。市が青森市『食』街道めぐり事業補助金の交付額を確定する際、当該書類に工事業者を決定した日付を記載するよう同社を指導し、補正させるべきであった」としております。

事務の検査結果について、資料のとおりでよろしいか、御協議、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

地方自治法第98条第1項の規定に基づき、8月10日に実施いたしました青森市「食」街道めぐり事業の事務の検査結果については、資料のとおり決定してよろしいでしょうか。なお、意見がある場合は、個人情報伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

御意見ありますか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 あの文書はアウガのほうでつくった文書で、アウガでつくった文書が問題になっているわけですから、青森市として、その書類を手にしたときに日付を入れるように指導すべきだったというのは、全くそのとおりだというように理解しましたので、よろしゅうございます。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 済みません。私は、ちょっとこのとき出られなかったのですが、この結果はこのままで受けとめるんですけれども、事実として日付が記載されていなかったということがはっきりわかったわけなんですけれども、その理由とかは確認できているんですか。それとかは、そういうところは全然できていないんですか。

○丸野達夫委員長 説明を求めているので、そこについては理由は聞いて

おりません。

○赤木長義委員 でも、日付がないというのは大きな問題ですよ。（「まあそうですね」と呼ぶ者あり）わかりました。

○丸野達夫委員長 あくまでも事務の検査なので、事務上問題がなければそれでよしとしなければいけないし、内容についてはまた後日やりますけれども、今話すべきことは、事務の検査上問題があったかなかったかを議論しているので、まあ、日付がなかったことは、これは問題であるということは事実だと思うので、それはこのとおりでいいと思いますが――ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、事務の検査結果は資料のとおり決定することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのように決定させていただきます。

次に、案件の2「上申書について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件2「上申書について」であります。

前回、8月9日に開催いたしました本委員会におきまして、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏――以降、鈴木弁護士と呼ばせていただきますが、鈴木弁護士から提出されました上申書に対する回答案を協議、決定し、8月9日付で、お手元の資料のとおり議長名により回答文書を送付したところです。

その後、お手元に配付のとおり、8月15日付で、鈴木弁護士から再度上申書が提出されております。先ほども御説明いたしました、委員の皆様には、上申書において参照としております解説の該当ページのコピーや関係法令も添付しております。

また、上申書2ページ目ですけれども、2行目に「回答期限が平成29年8月31日」と記載されておりますが、回答期限につきましては、正しくは平成29年8月30日ですので、念のため補足させていただきます。

以上、ただいまの鈴木弁護士からの上申書に対してどのように対応すべきか、御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 先日、8月4日付で来たものに対してこちらから回答した結果、上申書が来たということです。

それでは、協議してまいりたいと思います。

ポイントは、3点あるかと思いますが。

1点目は、下線で引かれております部分ですが、「青森市からのどの出資と

どのような関連を有する事項について調査するのか」と。この部分への対応をどのようにするのか検討しなければならないということでもあります。

このことにつきましては、8月9日付の回答文書では、「今回の記録は、同社の活動が出資等の目的に沿うように行われていたか等を調査する上で必要なものであり、同社の個別の取引行為ではあるものの、その原資には公金が含まれている」と、調査事項と出資との関連性を回答しておりますが、鈴木弁護士からは、より具体的な関連性を示すように求められているものと考えております。

2点目は、これも下線が引かれている部分であります。回答に当たっては、「法律の専門家の意見を参考にする等」、この部分に対する対応をどのようにすべきか検討しなければならないことでもあります。

本委員会の調査経費は100万円以内であり、仮に弁護士費用を見込むとすれば、基本的には当初予算で措置された議会費の中から捻出し、財政当局と協議、調整していかなければならないものと考えております。

3点目は、上申書2ページに記載されておりますとおり、8月22日までの回答期限が示されているところであります。

このことにつきましては、先に申しました2点のポイント、調査事項と出資とのより具体的な関連性をどのように示すべきなのか、また、回答に当たっては法律の専門家等からの助言を仰ぐべきかを検討しなければならず、その検討には相応の期間を要するものと考えますことから、本議会が提示している記録の提出期限である平成29年8月30日及び記録の追加要求に係る提出期限である平成29年9月11日を再延長した上で、8月22日までの回答を先延ばしするべきかを検討しなければならないということでもあります。

以上、3点の検討項目につきまして、慎重に検討する必要があると思えます。会派持ち帰り協議した上で、来週本委員会を開催し、このことについて再度協議してまいりたいのですが、このことについて御意見ありますでしょうか。まずは上申書に対しての御意見でも構いません。

御意見ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 まず、上申書に対しての回答はやはり一旦持ち帰って、具体的に回答するにしても、どういう内容にするかというのは各会派で検討して、ここで持ち寄って最終的な結論を出す必要があるのではないかと思うので、先ほど委員長が述べられたとおり、来週の開催までに各会派の対応を提示するという対応でいいと思えます。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。まあ、今渡されて、意見をと言われてもなかなか難しいんでしょうけれども——はいどうぞ、赤木委員。

○赤木長義委員 まあ、お金がかかる話になってくるんですけども、いずれにしろ、この上申書の下から3行目、刑法第172条に該当する可能性があ

るというようなことであれば、その辺は私も法律の専門家じゃないので、この辺については意見ぐらひはまず聞きたいなと思うんですよね。それがないうちで、単純にやみくもにいける話ではないような気がするの、そこだけは何とか確認すべき事項ではないのかなと思います。その辺、何とかそういう対応をして、委員長のさばきでできるのであればしていただければなと思います。

○丸野達夫委員長 まあ、ここでいう法律の専門家というのは、当然皆さんが考えているとおり、多分弁護士さんしか該当しないと思うんですけれども。

ほかにありますか——それでは、持ち帰り協議でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、持ち帰り協議になるとですね、やはりこちらが求めている8月30日ないし9月11日までの資料というのは——こちらが回答しなければいけない場面になっていますので、8月22日までに回答せよと言われていますが、法律の専門家等に意見を求めるとすればさらに時間を要するので、そのことの延長もしなければいけない状況になってくることも、頭の片隅のどこかに置いていただければと思います。

それでは、委員会終了後、事務局から回答様式を配付させていただきますので、常任委員協議会の開催日である8月23日までに回答をいただき、8月25日午前10時から委員会を開催し、（「24日ですか」と呼ぶ者あり）23日です。8月23日までに回答をいただき、8月25日午前10時から委員会を開催し、再度協議してまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、8月23日までに回答してください。それと、8月25日に委員会を開催するというところでよろしく願いいたします。

では、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいま、上申書の取り扱いについて協議の結果、8月25日、来週の金曜日に委員会を開催することが決定されております。8月23日までの回答期限につきましては、基本的に午後5時までいただければありがたいと考えておりました。

○丸野達夫委員長 今配ればいいんじゃない。どういう形なのか、フォーマットを見せたほうがいい。（「フォーマットあるんだろう」と呼ぶ者あり）ええ。見せたほうがいいですよ。人数分ありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、渡してください。

〔回答様式配付〕

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 済みません。ただいま、8月25日に再度協議する

ということになりますと、おのずと8月22日の回答期限が間に合いませんので、ただいま協議した結果につきまして、事務局から鈴木弁護士に電話で御連絡を差し上げまして、提出期限の再延長も視野に入れておりますので8月22日までの回答については今しばらくお待ちくださいというように、御理解をいただくような形で連絡させていただきたいと思っておりますので、その点あらかじめ御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 今、回答様式を配付させていただいております。このような形で回答していただければと思います。

先ほど申し上げたように、ポイントは3点なので、その3点について回答いただければと思っております。

よろしいですか——はい、赤木委員。

○赤木長義委員 1番は、これは同じことを書けないから、より具体的なものという——前の回答に対しての具体的なもの……。

○丸野達夫委員長 まあ、この回答はだめだということなので、だからより具体的に欲しいということなので、より具体的に書かなければいけないなどは思っています。「そういうことだよ」と呼ぶ者あり)そういうことです。要は、関連性についてもっと具体的に言ってくださいねということと、法律家の助言を得てくださいねということに向こうから問われているものですから。3点目はこちらの都合ですけれども、ちょっと8月22日までは出せないものですから、そのことで再延長しなければいけないので、そのことに対する御意見をいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、この回答様式でお願いいたします。

それでは、案件の3「記録の提出について」を議題といたします。

議事調査課長に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 案件3「記録の提出について」です。

お手元に配付のアウトガ問題調査特別委員会記録提出要求一覧をごらんください。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、要求一覧その1からその5まで、合計16件の記録提出の要求がありましたので、このことについて御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 それではまず、要求一覧その1からその3までについて協議してまいります。

なお、要求一覧その1からその3までの要求先は、第三者であります。委員の皆様には、私の許可がない限り、第三者である要求先の法人名をA社と

して御発言いただきますようお願いいたします。

初めに、中村委員にお聞きいたします。

まず、資料の要求先としてA社を特定した経緯をお示してください。

○中村美津緒委員 それでは、皆様にお答えいたします。

さきの8月10日ではありますが、アウガ問題調査特別委員会が市に対し、地方自治法第98条第1項を行使いたしまして、青森駅前再開発ビル株式会社の補助事業に関して書類を検閲させていただきました。そこに、補助事業を施行した業者の名前が記載されておりましたので、建築会社A社が特定されたことにより、青森県庁北棟の1階にある青森県登録業者——建設業の登録業者であれば、情報公開をしておりますその場所で、過去5年分の決算等届出書を誰でも閲覧することができます。さらに、情報開示請求もその場で可能でした。その場で開示請求をしたところ、建築会社A社の決算等届出書にある——皆様のお手元にも資料がありますが、ホッチキスでとまっております皆様のお手持ちの資料をごらんください。

○丸野達夫委員長 行政文書開示決定通知書のことだと思います。

○中村美津緒委員 はい。その3枚目の工事経歴書というところをごらんください。注文者に青森駅前再開発ビル株式会社と書いておきまして、工事名にアウガ地階郷土料理店新設工事からアウガ1階「スイーツコーナー」完成工事、そして右にいきますと、当時の主任技術者である担当者の名前が記載されており、また、請負代金の額、工期も記載されておりました。

今まで私が検閲した中で、金額等も相違ないことから、これからはその建築会社A社に対して、地方自治法第100条第1項をまず適用いたしまして、まずその1、調査事項である見積もり合わせに関する事項のうち、「アウガ1階『スイーツコーナー』の工事」の件に関して、工事請負契約書の提出を平成29年8月28日までを期限として要望するものであります。

引き続きまして、同じく建築会社A社に対し、「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式ということでありまして、同じく皆様のホッチキスでとじております書類の最後のページです。こちらは、私が青森市へ開示請求をした際に添付されていた工事請負契約書の仕様書です。1番目に工事实施期間そして実施時間が記載されており、その2番目の工事实施申請には、乙は工事实施に際し甲指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数等を記入の上提出しなければならないと記載されておりますので、私がかねてから、この工事期間——平成24年7月25日から平成24年7月28日までの4日間で工事が完成するということに対して疑惑を持っておりましたことから、これを早急に解明するために、建築会社A社に対してこの書類一式の資料提供を要望するものでありま

す。

続きまして、3番目であります、同じく補助事業です。これも見積もり合わせであります、アウガ地階の「食の街道めぐり・テナント新設工事」の工事請負契約書を建築会社Aに求めるものです。提出希望期限は、同じく8月28日とするものです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございました。

ただいま中村委員より、A社を特定した経緯と、それぞれ提出を求める記録と調査事項との関連について報告がありました。

それでは、要求一覧その1からその3までについて、各委員から質疑等はありませんか。（「その2とその3の説明がなかった」と呼ぶ者あり）ああ、ではお願いします。

○中村美津緒委員 済みません。引き続き、その2、その3も御説明してまいります。

なぜ建築会社Aと特定したかといいますと、先ほど御説明しましたとおり、青森県庁に資料を開示請求したところ、以下の工事が確定したことからあります。その2であります、調査事項「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」についても、建築会社Aが工事したという記録が残っておりますことから、建築会社Aに対し、工事請負契約書そして見積書を求めるものです。

続きまして、その3ですが、こちらも全て建築会社A社に求めるものです。調査事項「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1-8区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」でありまして、こちらも同様に建築会社Aが工事したということが書類に記載されておりますことから、この建築会社Aに対しまして、確かに工事をし、そしてしっかりと工事請負契約書が交わされていたのか、また、見積書が提出されていたのかを求めるものであります。

以上、その1からその3まで、地方自治法第100条第1項を適用いたしまして、建築会社Aに求める理由とさせていただきます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 中村委員にお尋ねします。

この工事——スイーツコーナー、さらにはアウガ地階区画整備・テナント新設、そのほかりんご箱のこの工事というのは、工事が完了しているんです

か、していないんですか。そこまでの確認はできていますか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 皆様も御存じのとおり、全て工事が完了している件名であります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 工事が完了しているということであれば、想像するには、アウガはその会社から、きちっと工事が終わったと。さらに、検査して引き受けをしたという認識のもとで商取引が成り立っているという大前提だと思うんですが、ここで状況を見る限りだと、中村委員は先ほど4日間の内容で工事が終わっていないようなことを述べていたようですけども、どういった工事の経過か私はわかりませんが、結果として工事が引き渡しをされているのであれば、特段問題はないような気がするんです。そこでもあえて、その内容を、書類をもらうということになるわけですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今回の工事の件に関しましては、国と市の補助事業が絡んでいる件です。この補助事業は、経済産業省のマニュアルのとおり、あくまでも交付決定を受けてから工事着工がなされなければいけないのでありますが、私がみずから調べた際には、平成24年7月25日からの工事着工となっておりますが、それ以前から工事がなされたのではないかという疑惑があります。それを確かめるためにも、建築会社Aから、実際にその契約書に記載されている——実際に7月25日から工事に入ったことにより、作業員が何人で、誰が入ったのか、そして何時から何時まで作業をしたのか、きちんと乙が甲に提出するようにと契約書に記載されておりますので、それがきちんと記載されているのかの確認も含め、建築会社Aに対して書類を求めたいものであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 補助金に関するものであれば、そういったことがあったとすれば、その責任の所在は——建築会社が勝手に工事することはできないというのが、通常の一般的な考え方です。最終的にそういうことをさせたとすれば、責任は補助金だということであれば、市に責任が及ぶ可能性があるという認識で、それも共通認識としていいですね、中村委員。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 誰が責任を負うのか、これから話し合う場が必要であり、今は私は、資料を求めてそれを確認することが先立って必要だと考えています。市の補助金、国の補助金もありますことから、それは先のことであり、判断するのはこれからだと私は考えております。

以上です。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。

まあ、調査をするということですのでけれども、あくまでも——建設業者の立場に私になるわけにはいかないんですが、あくまでも業者というのは、自分が勝手に工事することはできません。発注者またはそれに付随する関係者の同意がなければできないはずですよ。そこをよく踏まえながら、調査をしたいと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。どうぞ、秋村委員。

○秋村光男委員 記録提出要求一覧表のその2の調査事項ですけれども、「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、これは、スプリンクラーの移設・増設だけでよろしいですか。私の記憶では、そのほかに冷凍機器とか何かそういうものもあったのではないかという記憶あるんですが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 秋村委員の御質疑にお答えいたします。

このヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事の見積書というのは、私たちは市が作成した概算の見積もりでしか見ておりません。そこで、実際にこの見積書が存在するののかも含めまして、確認したいところでありました。そして、私がやりとりの中で、電気温水器だと思いましたが、電気温水器が記載されているのに、現地のヤマト運輸株式会社のスタッフの方は、その方が来たときから電気温水器は入っていないとおっしゃっておいりました。また、スプリンクラー工事の見積もりも概算で記載されておりますので、個数が何個で、どういったものが使われていたのかということ、実際に皆様も手元で見ていないことから、今回この見積もりの提出を求めるものであります。そして、実際の工事請負契約書も確認できておりませんので、実際に私たちも、ちゃんとそれが存在するのかどうか、原本があるのかどうかを確認するために求めたものであります。

なので、先ほどのその、何でしたっけ、冷凍庫。

〔秋村光男委員「そういう設備的なものも含まれていたと私は認識していたんですが」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 それは多分、給排水設備の概算の見積もり項目に頭で書かれていた件だと思いますので、もうちょっとそういった精査したところまで確認したいと思っておいりましたので、私が求めた次第です。

以上です。（「スプリンクラーだということでしょう」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 調査事項は変えられないので——秋村委員。

○**秋村光男委員** 結局は、スプリンクラーだけということですよ。(「スプリンクラーだけです」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。

○**丸野達夫委員長** ほかにありますか—ありますか。

中村委員の意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、A 社に対し、各記録の提出を平成 29 年 8 月 28 日までに求めるものであります。

また、本委員会の運営要領では、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づかず、任意で求めることも可能としております。なお、任意要求につきましては、写しの交付を求めることとなり、資料の提供を拒否した場合でも罰則規定はありません。

そこで、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきか、具体的な調査事項ごとに協議してまいりたいと思います。

まず、要求一覧その 1 になりますが、具体的調査事項 1「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」に係る、平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書(請負金額 7,200,000 円)、平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式、平成 24 年 12 月 3 日「アウガ地階『食の街道めぐり・テナント新設工事』」の工事請負契約書(請負金額 16,999,500 円)について、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきか、各委員の御意見を伺いたいと思います。

御意見ありますか。はい、山脇委員。

○**山脇智委員** そもそもこの委員会がつくられた経緯として、この建設会社から、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会のときに協力できないという申し出があつてつくられたものなので、やはりここは、普通に求めたとしても出してもらえない可能性が高いと思われるので、最初から 100 条を適用して求めるべきだと私は思います。

○**丸野達夫委員長** ほかに御意見ありますか。はい、赤木委員。

○**赤木長義委員** 私は任意でいいと思っています。

以上です。

○**丸野達夫委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** では、意見が分かれておりますので、この件に関しまして起立採決したいと思います。なお、これより要求先の法人名は実名で進めることといたします。

起立により採決いたします。

まず、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表

取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書（請負金額7,200,000円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成24年12月3日「アウガ地階『食の街道めぐり・テナント新設工事』」の工事請負契約書（請負金額16,999,500円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、要求一覧その2になりますが、具体的調査事項2「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」に係る、平成24年6月27日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の工事請負契約書（請負金額8,400,000円）、平成24年6月27日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の見積書（見積金額8,400,000円）について、地方自治法第100条第1項の規定に基づくべきか、任意とするべきか、各委員の御意見をお伺いいたします。

御意見のある方、はい、山脇委員。

○山脇智委員 先ほどと同様で、100条で求めるべきだと思います。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 私は任意で問題ないと思います。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。

意見が分かれておりますので、この件につきましては起立採決で行いたい

と思います。なお、これより要求先の法人名は実名で進めることといたします。

それでは、起立により採決いたします。

まず、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の工事請負契約書（請負金額 8,400,000 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の見積書（見積金額 8,400,000 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、要求一覧その 3 になりますが、具体的調査事項 3 「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」に係る、平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書（請負金額 19,998,090 円）、平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書（見積金額 19,998,090 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書（請負金額 1,680,000 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の見積書（見積金額 1,680,000 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書（請負金額 2,971,500 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の見積書（見積金額 2,971,500 円）、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の工事請負契約書（請負金額 8,820,000 円）、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の見積書（見積金額 8,820,000 円）について、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきか、各委員の御意見を伺います。

はい、山脇委員。

○山脇智委員 先ほどと同様の理由で、100条で求めるべきだと思います。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 私は任意でいいと思っています。

以上です。

○丸野達夫委員長 意見が分かれていますので、この件に関しては起立採決したいと思います。なお、これより要求先の法人名は実名で進めます。

済みません。8本ありますので、1本ずつ起立採決したいと思います。

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成25年3月5日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書（請負金額19,998,090円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成25年3月5日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書（見積金額19,998,090円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書（請負金額1,680,000円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8月28日までに、平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事①」の見積書（見積金額1,680,000円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書（請負金額 2,971,500 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の見積書（見積金額 2,971,500 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の工事請負契約書（請負金額 8,820,000 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、8 月 28 日までに、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の見積書（見積金額 8,820,000 円）の記録の提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、要求一覧その 4 になりますが、具体的調査事項 1「あおもり『食』街

道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対して、青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書の記録の提出を、平成29年8月25日までに求めるものであります。

この件に関しまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 本市に対しまして、青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書並びに青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書の資料の提出を要求する理由であります。さきの8月10日、地方自治法第98条第1項を行使いたしまして市の事務処理の検査を行ったところ、施工業者の沼田建設を特定できましたが、相見積もりをした業者であります建築会社B並びに建築会社Cを特定することができました。しかしながら、それはあくまでも地方自治法第98条第1項の検査でありましたので、実際に、確かにその見積もり合わせが適正に行われていたのかをしっかりと私たちが検証するためにも、建築会社B、建築会社Cを特定し、その業者に証人喚問を行い、実際の事実を証言していただくために、今回、地方自治法第100条第1項を行使いたしまして、この間検閲させていただきました交付申請書並びに実績報告書を資料の提供を本市に求めるものであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 確認いたします。ただいまの中村委員の説明は、地方自治法第98条第1項の規定で検閲した際に、B社、C社は特定できたけれども、その実名は明かすことが今できないので、100条で求めるものかどうかということですか。

○中村美津緒委員 はい、間違いありません。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。

ただいまの中村委員の説明に対し、質疑等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、全員の御意見が地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出を求めるべきとのことであると思いますので、改めてお諮りしたいと思います。

記録提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対し、8月25日までに、青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書及び青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、要求一覧その 5 になりますが、具体的調査事項 1 「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、具体的調査事項 2 「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、具体的調査事項 3 「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」及び具体的調査事項 4 「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対して、株式会社 B S M モニタリング資料平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度の記録の提出を、平成 29 年 8 月 25 日までに求めるものがあります。

この件に関しまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 御説明申し上げます。

以前、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人であります鈴木弁護士に対しまして——私たちが今まさにこの調査をしている平成 24 年度というのは、特異な年度でありました。特別な、異質な年度。つまり、いろいろなことがあったのにもかかわらず、この平成 24 年度に限りまして、純粋な売り上げ、そして純粋な利益で経常利益が黒字化した年度でありました。売り上げが過去 2 番目に低い水準まで下がった年度であり、また、空き区画も 15% というように、過去最低クラスの空き区画があったのにもかかわらず、この平成 24 年度だけ黒字決算をしたというのがとても特異であり、これも調査すべきということから、鈴木弁護士に対して資料提出を求めたのでありますが、時間がかかるということ、そして、私たちが今度鈴木弁護士から求められました回答にも時間がかかるということからですね——株式会社 B S M というのは、皆さんも御存じのとおり、鹿内前市長以前から青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況をモニタリングしていた業者であります。それは、市が発注している業者でありました。ビル会社が特別清算に向けて進むことから、もう株式会社 B S M には頼む必要はないんじゃないかということで、予算特別委員会で頼まなくなった経緯があるんですが、株式会社 B S M の資料には、決算書の整った資料があるはずですよ。そのことによって、私たちが今調査したい

ものがここに網羅されているとっておりました。

また、8月10日に市の事務を検閲させていただいた結果、私は、市が胸を張ってしっかりと事務を適正に行っていたと認めることができないような状況でありました。検閲した結果、また新しい疑惑が生じました。その疑惑を解明するためにも、このモニタリング資料に調査する材料があると思いますので、本市が持っているこのモニタリング資料を、地方自治法第100条第1項を適用いたしまして8月25日までに求めるものであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 中村委員には訂正を求めたいと思います。今の発言の中で、BSMモニタリング資料のこの会社をやめた経緯は、特別清算に向かうということでやめた経緯ではないはずです。その点について、正しい説明をしていただきたい。ここは訂正をしていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 大変申しわけございませんでした。いつかの予算特別委員会におきまして、橋本議員の提案の中に——この株式会社BSMの予算が計上されていたはずでありました。その際に、今後、特別清算に向けてビル会社がなくなるのであれば、もうこの予算はつけなくてもいいんじゃないかということから、この株式会社BSMに依頼することがなくなったという私の記憶でありましたが、よろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 それは、記憶じゃなくてきちんと事実を確認した上でやってほしいんですけども、あのときには、二重の計上になるような話があるということで、特別清算に向かっているということではなかったはずなんです。そこだけを取り消してくれれば、私は——その段階で特別清算という言葉は、橋本議員が持っていたとしても、行政側から一切出ていないので、そこだけを取り消してもらえればいいと思いますけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そのときは、特別清算というように決まったわけではありませんでしたものね。なので、特別清算ではなかったということは、私は、（「経費の無駄だという言い方だったらそれは確かなんだけど」と呼ぶ者あり）申しわけございませんでした、訂正しておわびを申し上げます。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 地方自治法第100条の第1項の規定に基づいて資料提出することに、（「異議なし」と呼ぶ者あり）問題はなさそうなので、採決いたし

ます。

記録提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積り合わせに関する事項」、「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」、「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対し、8 月 25 日までに、株式会社 B S M モニタリング資料平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

これで、案件の 3 は終わりました。

引き続きまして、案件の 4 「その他」に入ります。

その他、委員の皆様から御意見等ありませんか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 アウガ問題調査特別委員会委員長丸野達夫様宛てに、個人名 A 氏から文書が届いておりますので、まずこちらの書類を委員長にお渡ししたいと思います。

〔中村美津緒委員、丸野達夫委員長に資料を渡す〕

○丸野達夫委員長 済みません。これを全委員に配付してください。

〔資料配付〕

○丸野達夫委員長 今、渡されたので——個人名に関しては A さんと呼んで、一応中村委員から読み上げていただけますか。

○中村美津緒委員 私がいただきました文書を読み上げます。なお、住所、名前が記載されておりますが、こちらは匿名でお伝えしたいと思います。

「平成 29 年 8 月 16 日水曜日。アウガ問題調査特別委員会委員長丸野達夫様。私は、青森駅前再開発ビル株式会社に平成 13 年 1 月から平成 29 年 4 月まで経理担当職員として勤務しておりました A と申します。アウガ問題調査特別委員会の少しでもお役に立てるよう私を証人喚問として呼んでくださいますようお願い申し上げます。又、私は先般の『アウガ問題調査特別委員会』で

青森駅前再開発ビル株式会社の代表清算人である鈴木規央弁護士が委員の皆様、『経理を担当している職員が1名いるだけであり、貴議会が請求する書面について管理している者がいないため、記録の所在を探すのに時間を要します。』との上申書のお話を聞いて私は元経理担当職員として無償で一切構わないのでアウガ問題の調査が早急に解決できる様に是非ともお手伝いをさせて頂きたいと申し出ます。」そして、住所と名前が記載されております。

○丸野達夫委員長 そうするとこれは、中村委員としてはこの方を証人喚問したいということですか。

○中村美津緒委員 はい。私も、この方のその思いを、証人喚問として呼んでくださいというこの思いをぜひとも受け入れまして、少しでも早くこの調査が進むように、これはできれば秘密会を開いてですね、この方の証人喚問を望みたいと思います。また、無償で一切構わないのでアウガ問題の調査を早急に解決できるお手伝いをさせていただきたいとも申し出ておりますので、できるのであれば、鈴木規央弁護士に対しまして、こちらの申し出も丸野達夫委員長から伝えていただきたいと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 この件に関しまして、各委員からの御意見ありますか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 中村委員からお話があった、最初に私を証人喚問として呼んでという願いですけれども、この部分については、秘密会を開いてという言い方をされましたけれども、ということは、このほかにこれから、例えば参考人招致となるのか証人喚問となるのか、いろいろこれから議論していくと思うんですが、そういう方々とは別にとということなのかどうか、ちょっとお伺いします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今回、秘密会とさせていただきたいのはですね、「まだ決まってないけれど」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。まあ、報道関係者を入れないで、本人から委員がまずお話を伺いたいという思いで、秘密会と言わせていただきました。

○丸野達夫委員長 済みません。秘密会にするかどうかは、また別に諮ります。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 それは、これからですね、例えばぜひこの特別委員会に来ていただいてお話を聞きたいんだという場合に、参考人招致とするのか、証人喚問とするのかと出てくると思いますが、その方々とは別にとという意味ですか。

○丸野達夫委員長 同じだと思いますよ——中村委員。

○中村美津緒委員 また新たに証人喚問、参考人招致として呼ぶ者と同じで

すが、今回のこの方に限り秘密会というように、私がこの方に限り——ほかの証人喚問、参考人招致で呼ぶ方とはまた別ですけれども、この個人名A氏に関してに限りです。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうしますと、今の中村委員のお話ですと、これから出てくる証人喚問あるいは参考人招致とは別にということですね。その理由をお伺いします。

○丸野達夫委員長 済みません。「別に」とはどういう意味ですか。

○秋村光男委員 いや、だから「別に」というのは、例えば——そういうように中村委員の答弁といいますかお話を聞いて、そういう意味はないんですね。これから呼ぼうとする方々と同じですよということ。

○丸野達夫委員長 扱いの仕方ですか。

○秋村光男委員 そうそう。そういうことです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 秋村委員、大変申しわけございませんでした。同じ扱いの証人喚問です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 このA氏は、平成13年1月からアウガの経理担当職員として働いていたということで、アウガオープンのと時から仕事をしていたということですので、どういう仕事内容だったのか、具体的に何を御存じなのか、何をこの委員会で調査してほしいのか、そういう意向なども含めてぜひ話を聞きたいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。里村委員。

○里村誠悦委員 この参考人というか、秘密会を開いても、我々のほうで何を求めるかということをやはり決めておかないと——ただ彼の思いだけでね、こういうものを調べてほしいとかああいうものを調べてほしいとかというよりも、やはり我々の意向をきちんと示して呼んだほうがいいのかなと思います。

○丸野達夫委員長 基本的には、どなたを呼ぶに当たっても、まず者を特定して、その上で者が決まれば、どのような調査項目でその人に質問していくのかということ具体的に決めた上で、御本人に当たることになっておりますので、手順としてはそういう手順になってきます。

はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 私どもの100条委員会に対して、大変ありがたい申し出をしてくださったと思っておりますので、ぜひ少しでも解決するようなことをお願いをしたいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 中村委員の御意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づいて、証人として出頭を求めるものですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 わかりました。

中村委員の御意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、証人として出頭を求めるものであります。また、本委員会の運営要領では、必要に応じ参考人制度を活用することとしております。なお、参考人の招致につきましては、出席を拒否した場合でも罰則規定はありません。

そこで、この A 氏に対し、証人喚問とすべきか参考人招致とすべきか、各委員の御意見をお伺いいたしたいと思っております。はい、山脇委員。

○山脇智委員 本人からのこの申し出の文書に証人喚問をしてと書いてあるので、本人の意向どおりに証人喚問で呼んでいいと私は思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 全委員の御意見が、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、A 氏を証人として出頭を求めるべきとのことであります。

証人として出頭を求めるためには、先ほど里村委員がおっしゃったとおり、証言を求める事項を決定する必要があります。各委員におきましては、所定の様式により、証言を求める事項を期限までに提出してもらうようにしたいと思います。次回の委員会では、証言を求める事項を決定の上、証人喚問の議決をしまいたいと思っております。

フォーマットはありますか。（「秘密会とするかどうか」と呼ぶ者あり）はい——今、中村委員から秘密会としてほしいということもあったので、秘密会とすべきかどうか皆さんに御意見を伺うことを前提としますが、これはそれに対応していないフォーマットなので、その旨で見ていただければと思います。

参考だから、配ってください。

〔資料配付〕

○丸野達夫委員長 このような形のフォーマットで、ここに 3 番として、秘密会にするべきかどうかというのが入ってくると思います。これを次回の委員会前に提出していただきたいので、提出期限は、（「一応同じく 8 月 23 日」と呼ぶ者あり）8 月 23 日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、出頭を求める者について、実名が入っておりますので、取り扱いには御注意ください。議決されれば実名に切りかえますが、議決前でありますので、取り扱いは慎重を期していただきたいと思っております。

よろしいですか、このフォーマットで。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。はい。中村委員。

○中村美津緒委員 続きまして、証人喚問でありまして、最初は証人喚問というものをできるだけ避けたいという思いもありましたが、鈴木弁護士とのやりとりでちょっと時間を要することから、やはり証拠にまさる証言が必要と思ひまして、私たちが今まさに調査をしております青森駅前再開発ビル株式会社の役員、平成23年5月27日から平成25年6月27日まで常勤の常務取締役であった個人名B氏を、地方自治法第100条第1項を行使して証人喚問で来ていただき、当時のお話をお伺いしたいと考えております。

○丸野達夫委員長 わかりました。

この件につきまして、各委員から御意見ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 同じように、アウガのこれまでの経緯についてよく知っている方ですし、さまざまな証言をしてもらうためにも、私は証人喚問をするべきだと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 証人喚問はいいと思うんだけど、これは、社長は呼ばないんですか。それが私はわからないんだけど。トップを呼ばないで常務をとという理由は、どうしてなんですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員の御質疑に私からちょっとお答えいたしますが、当時の社長は、非常勤でありました。このいろいろな書類のやりとりの中に、常勤のこの常務の方がかかわったとお聞きしております。ただそれは、私がただ聞いている状況でありましたので、本人から聞く以外の何ものでもないなと思ひましたので、社長を呼ぶよりも、この実際の業務に従事していた常勤の常務取締役であった個人名B氏を呼ぶものと私は考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 会社という理屈からいけば、非常勤であろうがなかろうが社長は社長なので、呼ぶのであれば2人呼ぶべきだと思う。だから、そこが1人だけという話はやはりおかしくないですか。会社の経営全体の話进行调查するのであれば、そこは1人だけというのは、ちょっとバランスが欠けるような気がするんだけど。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 中村委員にお尋ねします。

この期間の常務取締役が専従であったということでお聞きしたいということですが、先ほど赤木委員が言ったように、最後の責任者は社長ですので、その社長も呼ぶということも私は考えてもいいのではないかと。一番わかっている方はやはりこの常務取締役じゃないかと思うんですけども、

どのように考えますでしょうか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 社長を呼ばないとおかしいというお声をいただきましたけれども、私がこれまでいろんな調査委員会等で、契約書等の捺印をしたのはどなたですかという質問に対しまして、市からは、当時の常務取締役がそういった書類に捺印等をしていたというお話もありましたので、今までのやりとりの中から、この場では大変申し上げにくい話ではあるんですが、社長はある意味、私たちが調べる深い内容までは存じ上げないのではないかと、いう私の思いでありました。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 それは、中村委員の思いはわかるけれども、会社ということを考えれば、やはり判こを押すのはこれは仕事の一つですから、担当としてやるのは当たり前だと思います。ただ、あくまでも会社の問題となるのであれば、やはりセットで呼ぶなら私は理解するけれども、常務だけ呼んでも、常務にどういう思いがあるか私もわからないし、その辺については、調査としてバランスが欠けるというやり方だけは、やはり決してよくはない。そこだけだと思いうんですけれどもね。あとは、委員会の判断になると思いますが。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、中村委員から証人喚問を求められているのが常務で、社長も証人喚問をするべきではないかという話があって、まあ、セットとはいっても、恐らく一人一人呼んでお話を聞くことになると思うので、まず今は、中村委員が提案した常務取締役を証人喚問するべきかどうかということこの場で決めて、社長を最終的に呼ぶかどうかは、今2人の委員からもし常務を呼ぶんだったら社長も呼ぶべきだという意見が出たので、また検討していくということが必要だと思うんですが。

○丸野達夫委員長 当然、そのようにお諮りすることになると思います。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 常務を呼ぶんだったら、やはり社長も呼ぶというワンセットにしなければ、ちょっと納得いかないし、「そこは委員会が決めることですから」と呼ぶ者あり）だから、それを1人だけ呼ぶという形でおさめるという話にはならないと思うんですよね。だからそこが、常務だけ呼ぶというやり方は、やはりバランスが欠ける委員会になってしまう。そこはちょっと慎重を期す――まだ時間はあるので、今ここで結論を出さなくてもいいし、その辺は鈴木弁護士に対する書類もあるだろうし、それが終わってからも問題はないような気がします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私は、当時の代表取締役であった方を呼ばないとは決し

て考えてはおりません。まず、この常勤でありました常務取締役を呼ぶことによって、ある程度私たちが疑惑に思っていることが解明できるものと思っております。ですから、まずはこの方を呼ぶところから始めるべきではないかと思ひまして、とりあえず今回はこの方だけを私は証人喚問として呼びたいという思いでありました。もし、当時の代表取締役の方も呼ぶのであれば、もっとさらにですね、当時の副社長で副市長も兼ねていた方もそうでありますし、いろいろな取締役の呼びたい方はたくさんいらっしゃいますが、まずは今、目先の平成 24 年度のいろいろな疑惑が残っているものを解明するには、この方の証言である程度解明できるのではないかなという考えであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 秋村委員、何かありますか。

○秋村光男委員 いや、今、証人喚問の話が出ていますが、これはその他の項で今発言していますね。証人喚問とするか、あるいは参考人招致とするかということは、私はその他の項で扱うべき課題じゃないと思いますよ。一番重要な課題だというように思います。その他で出てくるようなことじゃないと私は思っているんです。

それで、これからも証人喚問として呼ぶのか、参考人招致にするのか、どちらにするのかというのは、これからも 100 条委員会の中で出てくるんですね。いつまでそれを呼ぶのか呼ばないのかという議論が続くのか、その辺もちょっと定かじゃないんですけれども、先ほど中村委員がおっしゃったように、まずは、きょうのこの場面ではその方を呼びたいと。そして、その後もまたあるよということなんですか。その辺のところを、ちょっとこう……。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 まさに秋村委員のおっしゃるとおりであります。初めに証人喚問の議題等があれば、盛り込んでいたはずなんでありますが、何せ鈴木弁護士のこの対応にですね、このままだと進まないという思いから、もう時間ばかりたってもしょうがないと私が思ひまして、その他の項で証人喚問も——最初は、本当にまだまだ先というように考えていたんですが、これだと時間ばかりかかってしょうがないと考えましたので、このその他の項で証人喚問ということをちょっと議題に上げさせていただいた次第であります。これからも、この追求が深まって進むにつれて、新たな証人喚問で呼ぶ方ももっと出てくることでもあります。御理解ください。お願いいたします。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 結局、常勤の常務であった人を招致して、いろいろお話を聞くと。そのことから、その時に要は何を聞くのか、何を調査するのかというようなことも大変大事になってくるだろうと思います。それはもちろん、

この委員会の中で意見交換しながら決めていくことですが、常勤の常務だった人を呼んで、その後に必要な者がまた出てくる、この人から話を聞きたいという方が出てくれば、それはそれで、誰々を呼んではいかんというような話にはしないで、この委員会でいろいろ議論しながら進めていけばいい話だと思いますので、当面、中村委員の要求している常勤の常務の方を証人として招致することを求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はいどうぞ、仲谷委員。

○仲谷良子委員 先ほど、社長もという言い方をしましたけれども、この次もということであれば、今、中村委員が求めている証人喚問は常務でいいということで、私もそのように賛成いたします。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——赤木委員は、セットでなければだめということですね。

○赤木長義委員 だから、今の時期なのかなと。まだ書類がきちんとなっていない中で。

○丸野達夫委員長 でも、もう意見が分かれているので、あとは考え方だから、まず常務を呼ぶべきかどうか、それは証人喚問とすべきか参考人とすべきかということを決めていきたいのですが、中村委員は証人喚問を要求しているんですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 B常務に対して、出頭を求めるべきという考えでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、全委員の御意見が、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、B常務に対し証人として出頭を求めるべきということになりました。

先ほどのとおり、証人として出頭を求めるためには、証言を求める事項を決定する必要がありますので、各委員におかれましては、先ほどの所定の様式、ちょっと変わった様式になりますが、証言を求める事項を記載の上、期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

次回の委員会では、証言を求める事項を決定の上、証人喚問するかどうかを議決してまいりたいと思います。その際に、これも実名に変わりますので、それまではB氏という形でお呼びいただければと思います。

社長に関しましては、次回の委員会で協議したいと思います。

ほかにありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 本日最後の証人喚問を、個人名C氏といたしまして、先ほどの皆様のお手元の資料、ホッチキスでとまっておりました。

○丸野達夫委員長 行政文書開示決定通知書ですね。

○中村美津緒委員 はい。ここからは、会社名を実名で申し上げさせていただきたいと思います。有限会社沼田建設の決算等届出書に添付されている工事経歴書をごらんください。

この中に、先ほども申し上げました配置技術者の氏名が記載されております。青森駅前再開発ビル株式会社から発注されました工事の主任技術者の名前が掲載されております。そして、私が今回開示請求いたしました文書は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの有限会社沼田建設の工事経歴書も情報公開した経緯がありました。恐らく、皆様の手元にはちょっと資料がないのですが、ここにも同じく、平成 29 年 3 月 31 日までアウガを主任技術者として担当した者の名前が記載されております。皆様も、アウガ問題に関する調査特別委員会を思い出していただきたいのですが、有限会社沼田建設の代表取締役の方は、当時の工事を担当した者が退社してよくわからないというお話でしたが、この者は、私たちが質問した際にも有限会社沼田建設で従事しておりました。それが情報公開した際に立証されております。

ということは、この者を呼んで聞くことによって、しっかりとその見積もり合わせがされたのか、スプリンクラー工事が本当にされたのか、補助金事業にかかわる工事で事前着工はなかったのか、ある程度ほとんどの事実がわかるのではないかなと思いましたので、この方を証人喚問として今回呼びたいと思っておりますので、皆様の御理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま、中村委員より工事主任技術者 C 氏の証人喚問要求がありました。

この件につきまして、各委員から御意見ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 今、中村委員からも指摘されたんですけれども、アウガの過去の工事の全ての主任技術者として工事にかかわっているということで、見積もり合わせ、工期、また工事内容についても恐らくわかり得る人物だと思うので、私は、中村委員の提案どおり証人喚問するべきだと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、全委員の御意見が、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、主任技術者 C 氏に対し証人として出頭を求めるべきとのことよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、先ほども申し上げましたとおり、証人に対しては、所定の様式に証言を求める内容を記載の上、期限までに提出してください。

次回の委員会では、証言を求める事項を決定の上、証人喚問を議決してまいりたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、これにて終わります。

それでは、次回のアウガ問題——ごめんなさい。大変申しわけございませんでした。もう1点、その他がありました。

けさほど私のところに、名前は申し上げられませんが、Dさんより陳述書が届きました。この陳述書について、今、意見は求めませんので、皆さんに配付したいと思います。この方も実名が入っておりますので、この取り扱いについても御注意ください。

今、お渡しします。

〔資料配付〕

○丸野達夫委員長 これは、後日——後日というか、この後皆さんで目を通していただいて、この件についてはまだ何もしていきませんので、こういうものがあったということのみで今は結構です。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、これにて終わります。

それでは、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、8月25日午前10時からとなります。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)